平成３０年（フ）第１１９９号
横浜市中区元町１丁目77番地　元町ゴトーコーポ301号室
債務者　門田　春雄
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１２４５号
横浜市西区西戸部町２丁目124番地１　コーポ翔101号
債務者　齋藤　　緑
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１２８７号
横浜市緑区いぶき野51番地43
債務者　徳永　浩隆
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月５日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４０号
栃木県栃木市薗部町２丁目13番４号　ユーミーサンガーデン３Ｂ
債務者　稲葉　友美
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月７日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成３０年（フ）第４２号
栃木県栃木市泉川町493番地３
債務者　岩崎　　誠
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月７日午後１時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成３０年（フ）第２９９号
静岡市清水区秋吉町６番６号　コーポ千寿201号
債務者　森　　美幸
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４２５５号
東京都練馬区豊玉北６丁目17―11―203
債務者　畠中　隆司
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４３２０号
東京都大田区大森北３丁目39―８―602
債務者　永田　大樹
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４３２３号
東京都国分寺市泉町３丁目16―３―702　西国分寺ゆかり壱番街
債務者　山崎　ゆみ
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２３３号
静岡県浜松市中区寺島町285番地の８　浜松駅南団地５号棟504
債務者　松嶋　憲彰
1　決定年月日時　平成30年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第１１０号
沖縄県うるま市みどり町３丁目６番15号　ビラパインビュー205
債務者　岩嵜　則子
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年10月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第３６６号
茨城県ひたちなか市北神敷台19番地３
破産者　有限会社ジェイコム
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第４９２号
広島市西区己斐中２丁目23番１号
破産者　株式会社リプルケアーセンター
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９９５号
広島市南区宇品西５丁目４―10
破産者　株式会社Ｌｕｆｔ
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４１８号
札幌市東区北11条東８丁目１番３―606号
破産者　髙橋　　進
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３８８号
札幌市中央区南７条西17丁目１番27―402号、住民票上の住所北海道江別市一番町17番地の58　レオパレスルミエール204
破産者　安井　孝暢
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部